九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

IFRSにおける概念フレームワークについて：「報告企業」の到達点と問題点を中心として

岩崎, 勇
九州大学大学院経済学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/20005

出版情報：經濟學研究. 78 (1), pp.81-107, 2011-06-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

IFRS における概念フレームワークについて

──「報告企業」の到達点と問題点を中心として──

岩　崎　　勇

Ⅰ　はじめに

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、以下、IASB という）が作成・公表する国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、以下、IFRS という）は、細則主義[1)]ではなく、原則主義[2)]を採用しているので、その判断基準として個別の会計基準が重要であることはいうまでもないが，それと同時に個別の会計基準を設定するための（会計上の憲法的性格を有する）基準（すなわちメタ基準）として概念フレームワーク（以下、概念的枠組みという）が非常に重要性を帯びてくる。したがって、どのような概念的枠組みが作成されるのかで、どのような個別の会計基準が設定され、それゆえそれに基づいた実務が行なわれるかを間接的に決定するような影響力を持つこととなる。このような意味で、概念的枠組みは非常に重要な意味を持つことが理解できる。

この概念的枠組みに関する開発プロジェクトの一つとして「報告企業」(Reporting Entity）のプロジェクトがあり、IASB は2008年５月に討議資料「財務報告の改訂概念フレームワークに関する予備的見解　報告企業」(IASB［2008a]、以下、予備的見解という）を公表した。そして、これに対して84のコメント・レターを受取った。このコメント・レター等を考慮して、IASB は2010年３月に公開草案「財務報告の概念フレームワーク　報告企業」(IASB［2010a]、以下、公開草案という）を公表した[3)]。この報告企業の問題は、会計及びその報告が、どのような目的で（会計目的)、誰について(会計客体)、誰の観点からないし誰のために（会計主体：accounting point of view）行なわれるのかということに関連するものである。そこでは、図１のように、①どのような目的のために会計・報告が行われるのか（会計目的）の問題、②会計の行われる客体である空間的場所的な範囲をどのような理論でどのように決定すべきか（会計客体）の問題、及び③会計を行う主体として誰の観点から、誰のために利益計算や持分計算等の会計・報告が行われるべきか（会計主体）の問題が含まれることとなる。それゆえ、この問題は、会計理論における最も基本的な事項に関連するものである。と同時に、これらをどのように考えるかで、会計処理方法や利益等の金額が異なることになるので、非常に重要な意味を持っている。しかも、この報告企業に関する概念的枠組みは、現行の IASB の概念的枠組みや米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下、FASB という）の概念的枠組みにもない新しいものであるので、世界的に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

図1　報告企業と会計目的、会計客体、会計主体

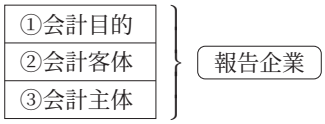

(出所)　著者作成

このような状況の下で、本稿ではIFRSの報告企業についての概念的枠組みの開発に関しての現在までの到達点とその問題点について、この公開草案を中心として検討することを目的とするものである。すなわち、第Ⅱ章第1節では報告企業に関する予備的見解の主要な論点とそれに関する審議会の見解を検討し、第2節では、この予備的見解に対するコメント・レターの内容を分析する。さらに、第Ⅲ章では、これらを受けて公表された現在までの到達点である公開草案の特徴点並びにその問題点について検討していくこととする。なお、本稿のユニークさは、報告企業についての概念的枠組みに関してIFRSの概念的枠組みの改訂プロセスを含めた到達点と問題点を理論的に検討していることである。

Ⅱ　予備的見解における報告企業の検討

1　予備的見解での主要な論点と審議会の見解

ここでは、予備的見解における主要な論点とそれに対する審議会の見解について検討していくこととする。これには、次のようなものがある。なお、予備的見解（IASB［2008a］）からの引用はパラグラフのみを示すこととする。

(1)　報告企業は概念レベルで正確な定義が必要か否か

審議会は、このプロジェクトのテーマである外部の利害関係者へ財務諸表の報告を行なう企業すなわち「報告企業」について概念的枠組みレベルで正確な定義が必要なのか否かを問題としている。

これに関して予備的見解では、報告企業は、正確な定義ではなく、大まかな記述で十分であるとしている。そして、審議会は、現在及び潜在的な資本提供者に有用な情報を提供するという財務報告の目的との一貫性を考慮して、報告企業を「現在及び潜在的な持分投資者、貸手、その他の資本提供者（capital providers）にとって関心のある事業活動（ビジネス・アクティビティ）の画定された領域である（a circumscribed area of business activity)。」（S2）と定義している。このように、報告企業の定義に関して、意思決定有用性アプローチを基礎として資本提供者の意思決定に有用な情報ニーズという観点から報告企業に関する抽象的な記述に止めている。

以上の議論について、ここでは報告企業の成立要件を、情報利用者の存在という利用者の側から見た客体としての実体としている。また、意思決定有用性アプローチを基礎として、情報利用者の関心の主たる対象が事業及びその活動にあるので、その点を強調した定義となっている。そして、このような大まかな定義となっているのは、概念レベルでは、報告企業を正確に定義することが難しいこと、

及び正確な定義は連結財務諸表等の個々の会計基準レベルにおいて行えば良いと考えているもの、と想定される。なお、上述の報告企業の定義の中での「事業活動」に関しては、報告企業の中には、営利企業以外の企業（非営利企業）も含まれるので、事業活動ではその範囲が狭すぎると考えられ、より広い概念である「経済活動」の方がより適切であろう。

⑵　会計の客体としての報告企業は法的実体であるべきか否か

審議会は、会計の対象である会計客体との関連で個別財務諸表や連結財務諸表の報告を行なう報告企業は「法的実体（リーガル・エンティティ）」に限定されるのか否かを問題としている。

これに関して予備的見解では、「報告企業は、法的実体として構成される事業活動に限定されるべきではない。」（S２）と考えている。このような報告企業としては、例えば、法的な会社（コーポレイション）以外に、個人企業（ソール・プロプラエターシップ）、信託（トラスト）、組合（パートナーシップ）及び企業集団（グループ・オブ・エンティティズ）などが含まれる（S２）としている。

以上の議論について、例えば、個人企業は、法的実体ではないが、信用目的や税務目的などのために、財務諸表を作ることが一般的である。また、経済的に一つのグループを形成して活動を行う企業グループに関しては、法的実体ではないが，連結財務諸表を作成することが一般的である。それ故、報告企業については必ずしも法的実体のみが報告企業の対象とは限らないものとなっている[4)]。それ故、これらの問題に関する審議会の考え方には、特に問題はないであろう。

表１　報告企業の内容

摘　要	観　点	内　　容	予備的見解
報告企業の内容	①形式	法的実体	不採用
	②実質	経済的実体	採用

（出所）　著者作成

⑶　グループ報告企業の構成の決定モデル

審議会は、連結財務諸表等において一定グループとして報告される企業（「グループ報告企業」）の構成の決定のためのモデル（「グループ報告企業の構成決定モデル」）として、どのようなものが選択

表２　グループ報告企業の構成決定モデル

モ　デ　ル	範　　囲	構　　成
①支配企業モデル (controlling entity model; CEM)	事業活動領域を、ある企業の支配が他の企業へ及ぶ範囲に限定	グループ報告企業は、支配企業（即ち親会社）とその支配の下での他の企業：被支配企業（即ち子会社）とから構成
②共通支配モデル (common control model; CCM)	事業活動領域を、共通支配されている範囲に限定	グループ報告企業は、(共通支配している当事者を含まない）共通支配されている企業から構成
③リスク報酬モデル (risks and rewards model; RRM)	事業活動領域を、他の企業の活動がリスク・便益の結果として当該企業の残余（持分）株主の富（wealth of the residual shareholders）に影響を及ぼす範囲に限定	グループ報告企業は、当該企業及びその企業の残余（持分）株主の富に影響を及ぼす企業から構成

（出所）IASB［2008a］pars. 67–100を基礎として著者作成

されるべきかを問題としている。

そして、このモデルには、表２に示すように、主に次の三つのものがあるとしている（67–100）。

① 支配企業モデル

支配企業モデルとは、企業の支配が及ぶ範囲をグループ報告企業の範囲とするモデルである。このモデルに関して予備的見解では、㋐ある企業が他の企業を支配している時、当該支配企業は、他の企業から生じる便益に接近し、またこれらの便益の金額を増加、維持ないし保持するために、他の企業の財務及び営業活動について指示をする力を持っている、と考えている。しかも、㋑親会社へそして最終的には親会社の資本提供者への子会社からの現金やその他の便益の大きさは、子会社の活動及び親会社のこれらの活動への指示にかなり依存しているので、支配企業モデルが、現在及び潜在的な資本提供者に有用な情報を提供するという財務報告の目的と最も一貫性がある（67–68）、と考えている。

② 共通支配モデル

共通支配モデルとは、共通支配されている範囲をグループ報告企業の範囲とするモデルである。このモデルに関して予備的見解では、㋐このモデルの下では、二つ以上の企業が個人又は一族などによって共通支配されているような状況において、二つ以上の共通被支配企業の成果及び活動が結合され、結合財務諸表（combined financial statements）が作成される、と考えている。そして、㋑連結財務諸表（consolidated financial statements）と対照的に、結合財務諸表ではグループ報告企業の一部として支配者（すなわち親企業）を含まない。しかも、㋒共通支配モデルの使用を支持する人は、グループ企業の構成を決定する主要なモデルというよりも、共通支配モデルを支配企業モデルの例外とみなしている。それゆえ、共通支配モデルは限定的な状況の下において、支配企業モデルの代替として使用されるであろう（80–89）、と考えている。この場合、共通支配企業の結合財務諸表が被支配企業の資本提供者へ有用な情報を提供するためには、表３の二つの要件を満たすことが必要である（93）、と考えている。

表３　共通支配モデルの適用要件

①同一親企業	その企業が同じ親企業によって支配されていること
②関係ある事業活動領域	共通被支配企業が資本提供者にとって関係のある事業活動の画定された領域とみなされるという結論を支持するその他の状況が存在すること

（出所）IASB［2008a］par. 93を基礎として著者作成

③ リスク報酬モデル

リスク報酬モデルとは、他の企業の活動が、そのリスク・便益の結果として当該企業の残余（持分）株主の富に影響を及ぼす範囲をグループ報告企業の範囲とするモデルである。このモデルに関して予備的見解では、㋐このモデルの下では、他の企業の活動が、その企業の残余（持分）株主の富に影響を及ぼす場合には、二つの企業はグループ報告企業として結合すべきである、と考えている。しかし、審議会は、㋑もう少しこの概念の精緻化が必要であり、そのような広範で明確な定義がなされていない概念は適用可能ではないであろう、と考えている。この場合、残余持分（residual interest）の性

表４　グループ報告企業の決定モデル

モ　デ　ル	適　　用
①支配企業モデル	原則として適用
②共通支配モデル	例外として適用
③リスク報酬モデル	不適用

（出所）著者作成

質としては、ある企業と取引を行うほとんど全ての他の企業の活動が、その企業及びその残余（持分）株主の富（that entity and the wealth of its residual shareholders）に影響を及ぼす可能性がある。例えば、もしその顧客が事業から撤退する場合や倒産した場合には、ある企業の主要な顧客はその企業及びそれゆえその残余（持分）株主に重要な影響を及ぼすであろう（97–100)、と考えている。それゆえ、予備的見解では、このモデルはグループ報告企業の構成を決定するために、概念的に強固な基礎を提供しない。すなわち、この基礎的な考え方は余りにも広く、グループに含まれるべき企業について合理的で必要な制限をするために、晒されるリスクについての最小レベルや便益への権利についての最小レベルというような、何らかの明確な規準が必要である（104)、と考えている。

この三つのモデルのうちどれを採用すべきかに関して予備的見解では、表４で示すように，グループ報告企業の構成は、他の企業を統制できない場合には、グループとしての統一的な活動が行えないので、支配概念に基づかなければならないし、そして支配企業モデルがグループ報告企業の構成の決定の主要な基礎として使用されなければならない。と同時に、支配者が個人のような状況の下では、共通支配モデルが資本提供者へ有用な情報を提供する（S５–６)、と考えている[5)]。

以上の議論について、世界的に連結財務諸表は支配従属関係にある企業集団についての経営状況を示すために作成されているので、そこで使用される基礎概念としては支配概念が、またその決定モデルとしては支配企業モデルが適切であるという審議会の考え方は適切であろう。

⑷　支配概念の意味

審議会は、前述のように、グループ報告企業の構成を決定するモデルとして支配企業モデルを採用するのであるが、この場合、どのようなことを考慮して「支配（control）概念」を決定すべきかについて検討している。

表５　支配概念決定上の考慮事項

考慮事項	内　　容
①定義レベル	もし支配概念がグループ報告企業の構成を決定するために使用される場合には、支配は概念レベルで定義されなければならないこと
②考慮側面	他企業の支配とは、その企業に対する指示力及び便益を得る能力の双方を含んでいること
③考慮事項	ある企業が他企業を支配しているか否かの決定には、その時点の全ての事実及び状況を考慮することが含まれること

（出所）IASB［2008a］par. S４を基礎として著者作成

これに関して予備的見解では、表５に示すような三つの事項（「支配概念決定上の考慮事項」）を考慮すべきであるとしている（S４）。

このように、予備的見解では支配概念の決定に際しての考慮事項として、概念レベルでの定義、指示力と便益の両側面の考慮及び決定時の全ての事実状況の考慮という３点を挙げている。

以上の議論について、支配概念決定時の考慮事項に関しては、概念レベルで定義すれば、概念的枠組み全体でその定義が統一的に使用できるので便利である。また、他の企業の支配を決定するのに、指示力と便益との両側面を考慮することは適切である。さらに、支配の状況の決定にその判断時点の全ての状況を考慮して決定すれば、一部の事項を考慮するよりもより適切な判断が出来るので、適切である。それゆえ、予備的見解の考え方には、特に問題はないであろう。

⑸ 連結財務諸表における会計主体観

連結財務諸表における会計主体観とは、連結財務諸表を誰の観点から作成するのかという主体観[6)]の問題である。これをどのように捉えるのかにより、その後の会計処理それゆえ利益等の会計数値に大きな影響を及ぼすこととなるので、会計上重要な論点の一つである。

この会計主体観に関して予備的見解では、㋐その主要なものとして、以下で示すように、企業主体

表６　IASB における会計主体観等の考え方

摘　要	(1) 所有主観[*1・3]	(2) 企業主体観[*1]	(3) 親会社アプローチ[*2]
①主張者	(ハットフィールドなど)	IFRS（経済的単一体説：IAS 27など)	(ASBJなど)
②所有主との関係	・区別がない ・別個に存在しない	・所有主と別個に存在（所有主の人格から独立した企業を強く認識)	(企業は所有主の集合体；企業集団は親会社（株主）が支配しているもの)
③資産等	・資産・負債は所有主の資産・負債 ・収益・費用は（実質的に）所有主持分の純残余の変化、すなわち利益の稼得は株主持分の増加と考える	・資産・負債は企業の資産・負債 ・資本は、親会社持分と少数株主持分との合計額	・資産・負債は実質的には所有主の資産・負債 ・資本は、親会社に対する親会社株主の持分に、子会社の純資産に対する親会社の持分を加えたもの
④等式と持分	・資産－負債＝資本(持分)∴資本等式 ・当初、利益概念は純財産増加説として展開 ・物的二勘定系統説	・(IFRS での主張：資産＝持分) ・(伝統的な持分理論に着目する会計主体論：資産－負債＝持分。[理由] 株主の利益及び株主持分を計算しているので)	・資産－負債＝資本（持分) ・特に親会社持分を重視
⑤財務報告の中心（会計の主体)	所有主のために、所有主という自然人の観点から会計を行なう	・企業それ自体のために、企業自身という法人の観点から会計を行なう ・会計を企業（集団の全体）の立場から見る考え方	・親会社の株主のために、親会社株主の観点から会計を行なう ・連結情報は企業集団を支配する親会社株主のために開示されるという考え方

⑥会計の客体	企業の出来事・経営活動（企業資本の循環運動)	企業の出来事・経営活動（企業資源・請求権とそれらの変動の状況)	企業の出来事・経営活動（企業資本の循環運動)
⑦連結基礎概念	所有主概念	経済的単一体概念	親会社概念
⑧連結財務諸表	所有主（親会社株主）の指示下にある企業集団の財務諸表として連結財務諸表を見る	連結財務諸表は企業集団を構成する全ての株主持分（親会社と少数株主持分）を有する経済的実体の財務諸表	親会社の指示下にある企業集団の財務諸表として連結財務諸表を見る
⑨連結の目的	企業集団全体に対する所有主(親会社株主）の比例的持分の表示	親会社及び少数株主の双方によって所有される企業集団全体を一つの経済的実体とみなして、その企業集団全体の財務状況を表示しようというもの	親会社株主が投資した資本の企業集団全体についての財務的な運用状況（持分）の表示
⑩連結法	比例連結	全部連結	全部連結
⑪子会社資産負債の時価評価	（比例持分の全部)	全面時価評価法：子会社の資産負債の全て（親会社持分と少数株主持分の双方）を時価評価	部分時価評価法：子会社の資産負債のうち親会社持分相当額だけ時価評価
⑫資本連結での資本	親会社株主持分のみ	親会社と少数株主の持分	親会社株主持分のみ
⑬少数株主持分	連結財務諸表から除外（表示しない)	・連結財務諸表に含む ・親会社持分と少数株主持分とを同様・並列的に取扱い所有主集団を形成	・連結財務諸表に含む ・親会社持分と少数株主持分とを異なった取扱い ・別表示：負債又は負債と持分との中間区分で表示
⑭子会社ののれん	比例持分ののれん	・(親会社と少数株主）全てののれん（全部のれん)	・親会社持分相応部分のみ(買入のれん)
⑮連結利益（子会社利益)	子会社利益のうち所有主（親会社株主）持分のみが含まれる	子会社利益の全て（親会社及び少数株主持分相当額）を連結利益へ含める、すなわち連結損益計算書の当期純利益には親会社持分及び少数株主持分の両方の損益が含まれる	子会社利益のうち少数株主持分相当額だけ連結利益から除く、すなわち連結損益計算書の末尾で少数株主持分損益を控除する(少数株主は外部者と見るので、負債である少数株主持分を増加させてやる)
⑯少数株主持分損益	表示しない	連結損益計算書の純利益の構成要素	連結損益計算書上の控除項目として表示

[注] ＊1：資本会計における一般理論から確立された理論
＊2：IFRS では、親会社アプローチと呼ばれ、連結実務を正当化するために確立された理論
＊3：企業体の存在を認め、それを所有主の代理人と認識する理論を代理人理論というが、実質的には所有主理論と同様である。
(出所）著者作成

観（entity perspective）と所有主観（proprietary perspective）などがあり、㋑一般目的財務諸表は、所有主観でなく、企業主体観を反映しなければならない（107)、と暫定的に結論している。

① 所有主観

所有主観とは、企業の所有主（通常、株主）の観点から財務諸表の作成･報告を行うもののことである。これに関して予備的見解では、この主体観の下では、㋐企業はその所有主との間に区別がなされない。また、㋑企業はその所有主とは別個に存在しない。すなわち、所有主の資源は、彼らの資源のままであり、企業の資源にならない。というのは、企業とその所有主とは別個に存在しないからである。そして、貸手やその他の債権者は、請求権と交換に、企業の所有主にその経済的資源を提供する。言い換えれば、貸手やその他の債権者の請求権は、報告企業に関連する資源における所有主の持分を減少させる。それゆえ、㋒所有主観は所有主を財務報告の中心に位置づけている。そこでは、資産は所有主の資源を表し、負債は所有主の義務であり、収益費用は所有主持分の純残余の変化を表すもの（108)、と考えている。しかも、㋓この所有主観の下では、親会社が子会社持分の100%を所有しない場合には、比例連結法（PCM: proportionate consolidation method）が適用される。と同時に、㋔連結財務諸表には、子会社ののれんを含む資産、負債の親会社の比例持分のみが含まれ、非支配持分（少数株主持分）は連結財務諸表から除かれる。というのは、子会社の資産、負債及び活動ののうち親会社比例持分のみが連結財務諸表に含まれるからである（110)、と考えている。

以上の議論について、IFRS では、いわゆる法人格ではなく、自然人を前提とした自然人格説による資本主理論[7)]としての所有主観を展開している。しかし、現実の実体は法人格を有する企業を前提とするものであるので、現代的な株式会社を前提とする説明をする場合には、現代企業に適合する代理人説を前提として議論を展開すべきであろう。また、IFRS では、会計の客体(会計客体)の問題に関して、企業をその所有主から独立した存在としての会計単位であると捉える企業実体の公準を想定していない。しかし、この公準はどのような主体論をとる場合にも適合するものなので、この公準を明示しないところ問題があろう。

② 企業主体観

企業主体観とは、企業の観点から財務諸表の作成・報告を行うもののことである。これに関して予備的見解では、この主体観の下では、㋐企業は所有主とは別個に存在する。また、㋑所有主及び資本提供者によって提供された経済的資源は、企業の資源となり、㋒提供された資源と交換に、資本提供者は報告企業の経済的資源に対する請求権を持つ。それゆえ、㋓企業は、それに持分を持つ所有主又はその他の者というよりも、財務報告に焦点を当てる。例えば、財務諸表は企業の経済的資源(すなわち、資産)、それらに対する請求権（すなわち、負債及び持分）及びこれらの経済的資源や請求権を変動させる取引、その他の事象ないし状況の影響についての情報に焦点を当てている(109)、と考えている。しかも、この企業主体観の下では、㋔全部連結法（FCM）が適用される。この場合、連結財務諸表には、100%の子会社ののれんを含む資産、負債が含まれる。さらに、非支配持分も連結財務諸表に含まれる。それゆえ、支配持分及び非支配持分との間には基本的な区別はない（110)、と考えている。

この企業主体観の問題については、後述（III⑵「問題点」③を参照されたい）することとする。

③　親会社アプローチ

親会社アプローチ（parent company approach : PCA）とは、親会社株主の観点から連結財務諸表の作成・報告を行うもののことである。これに関して予備的見解では、㋐このアプローチは、前述の二つの主体観の中間に属するものである。しかも、㋑これは現行の連結実務を説明する手段として会計実務から発展したものである。そして、㋒伝統的に、このアプローチでは全部及び比例連結を適用してきた。例えば、㋓連結財務諸表には、伝統的に、のれん以外の子会社の資産・負債の100％とのれんのうち親会社比例持分のみが含まれる。そして、㋔非支配持分（少数株主持分）の取扱いは、所有主観と企業主体観の取扱いの中間的なものとなる。すなわち、非支配持分は財務諸表に含まれるが、支配持分(親会社持分)とは区別される。例えば、伝統的に非支配持分は、負債ないし負債と持分との中間区分という持分の外で表示されてきた（110)、としている。しかも、㋕このアプローチをグループ報告企業の構成を決定する問題については適切ではない（112–114)、と考えている。

そして、以上の三つの主体観について、審議会は、㋐概念的枠組みプロジェクトにおいて財務報告は資本提供者の一つの特定のグループからの観点からではなく、企業主体観から表示しなければならない、と暫定的に決定した。というのは、グループ報告企業の文脈上、財務諸表は親会社アプローチからではなく、そのグループの観点から作成されるからである。また、㋑企業主体観の下では、グループ報告企業についての情報を表示する時に、法的形態を無視し、グループを構成する二つ以上の法的実体を単一の単位として表示する。このように、㋒二つ以上の法的実体を単一の報告企業として取り扱うことは、会計文献上、時々経済的単一体概念（economic unit concept: EUC）と呼ばれ、㋓それは企業主体観と一貫性がある（115–116)、と考えている。

以上の議論について、ここでは伝統的な持分理論に着目した会計主体論を用いて、IFRS の説を整理し直すこととする。この場合、企業の所有者である株主の利益及び株主持分を計算・表示しようとする理論を株主主体説（所有主理論)、利害関係者とは独立した企業自体の利益及び企業持分を計算・表示しようとする理論を企業主体説（企業主体論）と仮定する。このような観点から見た場合には、IFRS の親会社アプローチは親会社の株主の観点からそれらの利益及び持分を計算するものなので、いわば親会社株主主体説（親会社説）である。他方、企業主体観は、連結グループの全ての株主の観点からこれらの利益及び持分を計算するものなので、いわば（連結）全部株主主体説（経済的単一体説）である。それゆえ、両者は共に大きな枠組みとしては、表７のように、株主主体説（所有主理論)

表７　伝統的な持分理論に着目した場合の IFRS の会計主体論

摘　　要	持分計算の理論	内　　容	IFRS での呼称
伝統的な持分理論に着目した会計主体論	⑴株主主体説（所有主理論：株主持分の計算)	①親会社株主主体説（親会社説)	親会社アプローチ
		②(連結）全部株主主体説（経済的単一体説)	企業主体観
	⑵企業主体説(企業主体論：企業持分の計算)	―	―

（出所）著者作成

に基づくものであると考えることができる。このように、伝統的な持分理論を基礎とした会計主体論の観点からいえば、IFRS の企業主体観は、そこで主張されるような所有者から独立した企業の観点から会計的判断を行なうという伝統的な企業主体説（企業主体論）と見ることはできない、と結論することができる。この点は、後述する我が国の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、以下、ASBJ という）からのコメント・レター（2⑸「会計主体観」を参照されたい）の内容と符合する。したがって、IASB は所有主とは独立の企業の観点から報告企業の問題を伝統的な会計主体論ではなく、別の観点から主張していると解釈することができる。その解釈として二つ考えられる。一つが、会計主体論の観点ではなく、会計客体を示す会計公準としての企業実体の公準の観点からの主張である。なお、この観点からは、前述のように、どのような会計主体論とにも結び付き得るものであり、特定の会計主体論は出てこないこととなる。また、二つ目は、会計目的の観点からのものであり、IASB が意思決定目的を主たる会計目的としているので、意思決定有用性アプローチに基づき、投資家等に対して彼らの投資等の経済的意思決定に有用な企業の経営状況についての情報を提供するというものである。

⑹　親会社財務諸表と連結財務諸表

最後に、審議会はグループ報告企業における財務報告の目的のために、連結財務諸表と親会社財務諸表（parent-only financial statements）のどちらの財務諸表がより適合するのかを問題としている。これに関して予備的見解では、㋐連結財務諸表が資本提供者への有用な情報を提供することによって

表８　予備的見解での主要な論点、それに対する見解及びその問題点

論　点	予 備 的 見 解	問 題 点
①報告企業の定義のレベル	概念的レベルでは、報告企業を現在及び潜在的な持分投資者、貸手、その他の資本提供者にとって関心のある事業活動の画定された領域であると定義し、資本提供者の経済的意思決定に有用な情報ニーズという観点からの報告企業に関する抽象的な記述に止めている。	事業活動では、狭すぎないか
②報告企業は法的実体か	報告企業は法的実体ではなく、経済的実体であるべきである	特になし
③グループ報告企業の決定モデル	㋐原則として支配企業モデルの適用 ㋑㋐が適用できないとき、その代替として共通支配モデルの適用	特になし
④支配	支配については、次のことを考慮する必要がある ㋐概念レベルでの定義 ㋑支配概念には指示力と便益の双方を含むこと ㋒決定時の全ての事実及び状況を考慮すること	特になし
⑤連結財務諸表における会計主体観	企業主体観	伝統的な持分理論を基礎とする会計主体論の観点からは問題
⑥親会社財務諸表	連結財務諸表と同時に親会社財務諸表の作成を許容	特になし

（出所）著者作成

財務報告の目的を満たす、と考えている。そして、㋑親会社財務諸表が連結財務諸表と同じ財務報告に含まれることを条件として、親会社財務諸表の表示を排除するものではない（S９）、と考えている。

以上の議論について、グループ報告企業の報告目的のためには、連結財務諸表が最も有用であることは一般に認められており、特に問題はないと考えられる。他方、親会社財務諸表を同時に開示するか否かに関しては、IFRS が指摘するとおり、意見が分かれるところである。そこで、親会社財務諸表が重要であると考える場合には、それが開示できるようにすることが必要なので、審議会の考え方は適切であろう。

以上のように、予備的見解の主要な論点、審議会の見解及びその問題点は、表８のように纏められる。

2　コメント･レター

前述のように、予備的見解の主要な論点、これらに対する審議会の見解及びそれらの問題点が明らかにされたので、次に、この予備的見解に対して寄せられたコメント･レターのうち重要と考えられるものについて検討していくこととする。なお、コメント･レターの分析（IASB［2008b］）からの引用はパラグラフのみの表示とする。

⑴　報告企業は正確な定義が必要か否か

報告企業について正確な定義が必要か否かに関して、多くの回答者は、概念的枠組みにおいては報告企業について、厳密な定義というよりも、大まかな記述でよいとしている(17)。

⑵　法的実体が報告企業か

法的実体が自動的に報告企業になるか否かに関して、大部分の回答者は、例えば、二つの法的実体の経済活動を明確に区別し得ないような形で、その資源・請求権及び活動を混合しているような場合、連結財務諸表等で報告を行う。このようなものは一つの報告企業として構成すべきであるなどの理由で、法的実体は必ずしも報告企業ではない、という予備的見解に賛成した。他方、全ての法的実体はそれ自体報告企業として資格を与えるべきであり（BC９）、また、より広範な記述では、不合理な報告となる（14）などの理由で、法的実体が報告企業であるべきである、と考える回答者もいた。

⑶　支配

支配の概念レベルでの定義に関して、多くの回答者が、支配は概念レベルで定義されなければならない、ということに同意した（42)。しかし、幾人かは、これに反対し、基準レベルで議論し、より権威のある位置づけを与えるべきである、と述べた（43)。また、多くの回答者は、支配は指示力と便益の双方を考慮すべきである、という予備的見解に賛成した。さらに、多くの回答者が、支配の定義はリスクと便益概念により補足されることを前提として、グループ報告企業の構成は支配に基づか

なければならない、という予備的見解に賛成した。

⑷ グループ報告企業の構成決定モデル

グループ報告企業の構成決定のモデルに関して、多くの回答者は、㋐支配がグループ報告企業の構成を決定する基礎として使用されなければならないということを前提として、㋑支配企業モデルはグループ報告企業の構成の決定のための主たる基礎として使用されなければならないし、また、㋒共通支配モデルは例外的な一定の状況でのみ使用されなければならない、という予備的見解に賛成した(69)。

⑸ 会計主体観

最後に、会計主体論に関して、過半数の回答者は、連結財務諸表はグループ報告企業の観点から表示されなければならない、という予備的見解に賛成した（81)。他方、幾人かは、親会社株主の観点からの財務成果を報告することは、資本提供者の意思決定へ有用な情報を提供する最も有効かつ効率的なものである。それゆえ、親会社アプローチが財務報告の目的に最も適合する、と述べている（83)。そして、幾人かの回答者は、企業はその所有主からは独立しているという意味で企業主体観に同意するが、財務報告は全ての利害関係者について同じ重要性を持っているとは考えない。特に親会社株主の観点からの企業業績に関する情報が最も重要である、と述べている（85)。さらに、幾人かの回答者は、連結財務諸表は非支配持分（少数株主持分）の所有主にとって有用ではない。また、非支配持分の所有主は、連結財務諸表内に含まれる情報にだけ基づいて投資意思決定をほとんど行なっていない（86)、と述べている。

さらに、この会計主体観については、我が国の ASBJ から IFRS の概念的枠組みプロジェクトに対して、次のようなコメント・レター（ASBJ［2008b]）が出されている。

「**(2) 企業主体観を採用することとした論拠についての論理的な誤り**

5．焦点を合わせる利用者を拡張することと、会計主体観を結びつけて論じることは誤りである。

会計主体観（accounting point of view）は誰の立場から会計をみるか、すなわち誰の観点から財務諸表を作成するかという問題であり、利用者の立場を問題にしているのではない。所有主観は、所有主の観点から財務諸表を作成するものであり、企業主体観は、企業の観点から財務諸表を作成するものである。したがって、焦点を合わせる利用者を投資者（リスク資本の提供者)(IASB FW para. 10)からすべての資本提供者に拡張することと、財務諸表を誰の観点から作成するか（会計主体観）とは全く論理的な関係がなく、これを結びつけて論じること（OB５）は、そもそも誤りである。

6．企業実体の公準から、特定の会計主体観を導くのは誤りである。

学界で広く認められている会計公準の１つに、企業を所有主（株主）から独立した存在として捉える企業実体の公準がある。この公準も、会計主体観とは全く関わりはない、つまり、所有主観であれ、企業主体観であれ、企業実体の公準については当然の前提とされているのである。この点についても、ED は企業実体の公準と会計主体観とを混同する誤りを犯している（BC1.12–1.15)。」[8)](ASBJ［2008b]

３頁)

「(4)　連結財務諸表はグループ報告企業の観点から作成すべきであるとの予備的見解について

10. 連結財務諸表は親会社株主の観点から作成すべきである。

(省略：筆者) 連結財務諸表をグループ報告企業の観点から表示するということは、子会社の債権者、株主が、親会社の債権者、株主と同様にグループ報告企業の財務諸表の利用者と想定されていることを意味する。しかし、グループ報告企業の財務情報を最も必要としている親会社株主に焦点を合わせず、グループ報告企業の財務情報をあまり必要としない関係者まで想定する利用者に含めた結果、グループ報告企業の財務情報を最も必要とする利用者に提供される情報の量を減少させることになってしまう。焦点を合わせる対象を広げて、すべてのクラスの利用者とするよりも、むしろ、その中の最終的なリスクを負担する親会社主に焦点を合わせる方が、結果的にそれ以外の財務諸表利用者も含めて、より容易に財務報告の目的を達成することにつながると考える。」(ASBJ［2008a］２頁)

以上のように、ASBJ から会計主体観について、①利用者の拡張と会計主体観との直接的な結び付けは誤りであること、②企業実体の公準から会計主体観としての企業主体観を直接的に導くことは誤りであること、③連結財務諸表は親会社株主観から作成すべきことなどについての批判がなされている。

このコメントについては、①利用者の拡張と会計主体観とを直接結びつけて議論するべきではないので、また、②企業実体の公準と会計主体観とは直接的な結びつきはないので、さらに、③連結財務諸表は、後述（Ⅲ⑵「問題点」②を参照されたい）のように、親会社株主主体説から作成すべきであると考えられるので、ASBJ の考え方に賛成である。

このように、IASB が報告企業に関して会計主体論として企業主体観を採用することに関しては、多くの問題が指摘できる。

Ⅲ　公開草案における報告企業の検討

前述のように、これまで予備的見解の主要な論点、それについての審議会の見解及びこれについてのコメント・レターの内容を検討してきた。そこで、ここではコメント・レターを考慮した後に公表された公開草案の到達点の概要及びその問題点について検討することとする。

⑴　到達点としての公開草案の特徴点

ここでは、報告企業に関する IASB の到達点としての公開草案における内容の特徴点について検討していくこととする。

①　報告企業の定義

報告企業との関係で企業が会計及びその報告を行う場合には、前述のように、①その会計の目的(会計目的)、②その主体（会計主体）及び③その客体（会計客体）が明確にされなければならない。

第１の「会計目的」については、一般に受託責任目的ないし利害調整目的と意思決定目的とがあるといわれている。そして、前者の受託責任目的は、従来において企業の計算として重視されていた目

的であり、後者の意思決定目的は、米国会計学会（AAA）が1966年に公表した『基礎的会計理論』(AAA［1966］, A Statement of Basic Accounting Theory、以下、ASOBAT という）以来、財務報告の利用者である投資家（市場）のための計算として次第に世界的に普及し、有力な目的となり、現在ではこの考え方が（金融商品取引法のような投資家等に情報を提供する会計の方面では)、主たる会計目的としては一般的なものとなってきている。なお、この点に関して、公開草案では、「一般目的財務報告の目的は、㋐その企業に資源を提供することについて意思決定をするために、及び㋑その企業の経営者や統治機関が提供された資源の効率的で効果的な活用を行ったか否かを評価するために、報告企業についての有用な財務情報を提供することである」(RE１：一部修正)[9]とし、㋐資産との関連で、資本概念ではなく、資源概念を使用し、資本提供者が彼らの行なう資源の投入に関する意思決定に有用な情報を提供すること（意思決定目的）のみならず、さらに㋑経営者の受託責任の評価に有用な情報を提供すること（受託責任目的）についても財務報告の一般目的としている。なお、財務報告の目的と報告企業との関連について、審議会は本概念的枠組みの報告企業に関する記述は、財務報告の目的と一貫性があるように努めている。言い換えると、「一般目的財務報告の目的は、概念的枠組みの基礎を成している。報告企業概念、有用な財務情報の質的特性やそれらの制約、財務諸表の構成要素、認識、測定、表示及び開示というような、概念的枠組みのその他の側面は、この目的から理論的に導かれる。」(IASB［2010b］OB１）としている。このように、審議会は、会計目的から、これと整合性のある報告企業、報告内容や方法等を決定しようとしている。

第２の「会計主体」については、前述のように、IASB は、予備的見解において企業主体観の立場を主張していたが、伝統的な持分理論を中心とする会計主体論の観点からは矛盾があり、多くの問題が指摘された。そこで、公開草案では、予備的見解と異なって会計主体論についての直接的な言及がなされていない。この直接的な言及がなされていない理由は何であろうか。その理由として考えられるのは、予備的見解では会計主体観についての記述が含まれていたが、これらの用語は、「多様な意味で用いられていて、これらの用語を用いて記述を行うことは誤解を生じる可能性が否定できないなどから、［ED 及び］最終版では、これらの用語をできるだけ避けることとされている。」[10](山田［2010］26頁、一部修正）ということである。このことから判断すると、IASB が採用する会計主体論は、伝統的な持分理論を中心とする会計主体論の観点からすると多くの問題点があることを指摘した ASBJ 等のコメント・レターが影響を及ぼしている。と同時に、会計主体論というような明確な決着がついていない用語を使用することによる混乱を避けながら、それらの概念を用いないで、会計目的の観点の観点（すなわち意思決定有用性アプローチの観点）から報告企業を規定しようとしている、とも考えられる。

第３の「会計客体」については、図２のように、誰についての会計・報告を行うのかという会計の行なわれる客体である空間的場所的な範囲の限定の問題である。これについて伝統的な会計理論では、多くの場合、会計慣行の中から帰納的に抽出され、会計基準等の設定のための理論的な基礎となる会計公準の一つとしての企業実体（ボスチュレイト・オブ・ビジネス・エンティティ）の公準における会計単位としての企業（実体（エンティティ））が問題とされてきている。これは個人企業、組合、会社（法人）等の如何を問わず、資本主（所有主）とは独立した一つの

図２　企業実体の公準と会計主体論の関係

(会計客体)	(会計主体)
(会計公準論)	(会計主体論)
企業実体の公準 (会計単位としての企業[*1])	所有主理論 企業主体論[*2] その他

*1：(会計) 客体としてのエンティティ（を問題としている）
*2：(会計) 主体としてのエンティティ（を問題としている）
(出所) 著者作成

実体たる企業それ自身に関する会計事象の認識・測定・伝達を行うという場所的な限定（会計単位）に関する仮定のことである。そして、歴史的には一般に個人企業や組合という自然人的実体から法人企業という法人的実体へと展開してきている。この公準は、ASBJ が指摘しているように、会計主体論上の所有主理論（株主主体説）や企業主体論（企業主体説）等にも同様に適用されると一般に考えられている。

他方、IASB では、前述のように、ASOBAT 的な意思決定有用性アプローチを採用しており、会計公準を直接問題とする形式を採らず、その代わりに、既に検討したように、予備的見解では会計主体論を展開していた。また、会計の対象について、伝統的な会計理論では、一般に抽象的には企業（エンティティ）の経済活動を対象とする。より具体的には、一般に企業の資本を中心概念として資本の循環過程（資本の調達と運用の状況）を対象としていると考えることが多いが、IASB の概念的枠組みでは、前述のように、資源を中心概念として、企業の資源とそれに対する請求権並びにそれらの変動の状況を対象としている。そして会計の客体である会計単位としての報告企業について、「報告企業とは、その企業へ資源を提供するか否かの意思決定を行う上で、及びその企業の経営者及び統治機関がその企業に提供された資源の効率的で効果的な利用を行ったのか否かの評価を行う上で、彼らが必要とする情報を直接的に得られない現在及び潜在的な持分投資者、貸手及びその他の債権者にとってその財務情報が有用である可能性を有している(has the potential to be useful) 経済活動の画定された領域(circumscribed area of economic activities) である」(RE２) としている。このように、会計の客体である財務報告の対象としての報告企業については、予備的見解と同様に、意思決定有用性アプローチを基礎として情報利用者の観点から見た客体としてのエンティティについて、その定義を行っている。しかも、その定義は正確な定義というよりも、抽象的な記述に止めている。

②　報告企業の特徴

このような報告企業を識別する上で、報告企業が持っている特徴は何かということが問題とされる。これに関して公開草案では、報告企業は、表９のような三つの特徴を有しているものである、としている（RE３)。

このように、ここでは、第１に企業という会計単位の中で何らかの経済活動の営みが想定されてい

表9　報告企業の三特徴

特　徴	内　　容
①経済活動	企業の経済活動がなされている、なされてきた、ないしなされる予定であること
②他との識別可能性	経済活動が、他の企業のそれと、及びその企業を取り巻く経済的環境（economic environment）と客観的に区別することが可能であること
③情報の有用性	企業の経済活動についての財務情報は、その企業へ資源を提供することについての意思決定をする上で、及びその経営者及び統治機構が提供された資源の効率的で効果的な利用を行ったか否かを評価する上で、有用である可能性のあるものであること

(出所) IASB［2008a］par. S４を基礎として著者作成

ること（経済活動)、第２にその企業は他の企業ないしそれを取り巻く経済的環境と明確に区別ができること（他企業や経済的環境との識別可能性)、及び第３にその企業の経済活動に関する情報が潜在的に有用であること（情報の有用性）という特徴がある、としている。なお、第１の経済活動については、報告企業が経済活動の主体であること（「主体としてのエンティティ」）を、そして、第３の情報の有用性については、その有用性を規定するのは、企業側ではなく、その情報を受取る情報利用者がその情報要求を決定する主体となっており、企業の側はそのようにして決定された情報の提供を行う「客体としてのエンティティ」であることを意味している。しかも、これらの特徴は、報告企業を識別するために、必要条件であるが、必ずしも十分条件ではないと考えている。このように、公開草案では、報告企業の最低限の特徴として上述の三点（経済活動、他との識別可能性、情報の有用性）を挙げているところに特徴がある。

以上の議論について、報告企業は、経済活動の主体であり、他の企業等と識別可能であることが必要である。と同時に、その企業の公表する財務情報が有用であることも必要なので、公開草案の考え方は、特に問題はないであろう。

③　法的実体との関係

報告企業を法的実体との関係でどのように位置付けるかが問題となる。これに関して公開草案では、予備的見解と同様に、「特定の状況の下で報告企業を識別するのには、なされている、なされてきた、ないしなされる予定である経済活動の境界を考慮することが必要である。法的実体の存在は報告企業を識別のために、必要でも十分でもない。報告企業は、一企業以上を含み得るし、また一企業の一部であることも可能である」(RE４）としている。そして、会計上は形式的で法的な境界よりも、実質的で経済的な境界を重視して報告企業を決定するものとし、法的実体と報告企業とを基本的・理論的には別個のものである、と考えている。ただし、現実には、法的実体は法律上、一般にその経済活動を定期的に財務諸表によって報告することが要求されているということを考慮して、「経済活動を行い、他の企業を支配していない単一の法的実体は、報告企業として資格がある蓋然性が高い。全てではないとしても、ほとんどの法的実体は、報告企業であるという蓋然性がある」(RE５）と述べている。それ故、通常は、法的実体がそのまま報告企業と成ることを容認している。しかしながら、法的実体だけが報告企業であれば、わざわざ概念的枠組みで報告企業のことを問題とする必要はなくなる。

すなわち、当然、会計上は、法的実体と異なった報告企業が想定されることとなる。そこで公開草案では、「例えば、もしその経済活動が、他の企業の経済活動と混合（commingled）され、そして、それらの活動を客観的に区別する基準がない場合には、単一の法的実体は、一つの報告企業としての資格はないであろう」（RE５）し、反対に、「ある企業の一部は、もしその部分の経済活動がその企業の残りの部分と客観的に区分することが可能で、かつ、その部分についての財務情報が、その部分に資源を提供するか否かの意思決定を行なうのに有用でありうる場合には、報告企業として資格がありそうである。例えば、潜在的持分投資者は、ある企業の支店や部門の購入するか否かを考慮することができる」（RE６）と考えている。

このように、公開草案では、予備的見解と同様に、法的実体を報告企業の基本であると認識しつつも、必ずしも形式的な法的実体にとらわれずに、実質的な経済的観点から報告企業を決定していこうという立場を一貫して採っている。

以上の議論について、報告企業は、例えば、連結財務諸表が法的な個別企業ではなく、経済的な企業グループを報告単位として作成されるので、このように法的実体ではなく、経済的実体に基づいて報告企業を決定するという審議会の考え方については、特に問題はないであろう。

④　支配

個別財務諸表でなく、連結財務諸表を想定した場合、グループ報告企業を限定するためには、まずその企業集団の境界を場所的空間的に決定する必要がある。この企業集団の境界を決定するためのモデルとして、予備的見解では、前述のように、支配企業モデル、共通支配モデル及びリスク報酬モデルの三つを挙げ、検討をしていた。そして、これらのモデルのうち、公開草案では、予備的見解と同様に、原則として支配企業モデルを採用している。

そこで、まず支配企業モデルにおける支配概念とは何かということが問題となる。この支配概念について公開草案では、予備的見解と同様に、「ある企業は、他の企業がそれ自体のために便益を創出するように、他の企業の活動を指示する力（power to direct）を有する場合には、他の企業を支配している」（RE７）とし、支配の中に指示力と便益の二つの要素を挙げているところに特徴がある。

以上の議論については、指示力と便益の双方を考慮すると共に、判断時のあらゆる状況を考慮して支配を決定することは適切な支配の決定と考えられるので、審議会の考え方は特に問題はないであろう。

⑤　連結財務諸表

支配企業モデルに基づき支配従属関係が存在する場合に作成されるべき財務諸表として、公開草案では、予備的見解と同様に、「もしある企業が他の企業を支配している場合には、支配企業から持分投資者、貸手及びその他の債権者へのキャッシュ・フロー及び他の便益の流れは、それが支配する企業（被支配会社）から得られるキャッシュ・フロー及び他の便益にしばしばかなり依存し、また、これらの企業の活動及びこれらの活動に対する支配企業の指示にしばしばかなり依存する。それゆえ、もし一つ以上の企業を支配する企業が財務報告を作成する場合には、連結財務諸表を作成しなければならない。連結財務諸表は、最大の数の利用者へ有用な情報を最も提供するであろう」（RE８）とし

ている。そして、支配企業モデルに基づいて支配従属関係にある企業集団については連結財務諸表の作成を要求している。と同時に、それがそれを利用するもっとも多くの利害関係者に有用な情報を提供する、と考えている。

以上の議論について、支配企業モデルに基づいて支配従属関係がある企業集団について連結財務諸表を作成することが、利害関係者に有用な財務情報を提供することとなるので、審議会の考え方については、特に問題はないであろう。

⑥　共同支配

企業集団の報告問題については、特定の企業による支配が成立しない共同支配という特殊な場合も存在する。このような状況の下における報告企業の問題について公開草案では、「二つ以上の企業が、彼らのために便益を創出するように他の企業の活動を指示する力を共有することがある。この場合、当該他の企業の活動を指示する力を共有する企業は、どちらも個別的に当該他の企業を支配していない。したがって、これらの企業のどちらも、それ自体について及び当該他の企業についての情報を連結ベースで表示しないであろう」(RE９) とし、共同支配の場合には、支配企業モデルに基づき連結財務諸表が作成されないことを明示している。この場合、連結財務諸表以外のどのような財務諸表が作成されるかは、個別会計基準のレベルで決定されることとなる。

以上の議論について、共同支配の場合には、単独企業での支配が成立しないので、全部連結法による連結財務諸表が作成されないという審議会の考え方については、特に問題はないであろう。

⑦　重要な影響

企業集団の報告問題については、ある企業が他の企業を「支配」していないが、「重要な影響」を及ぼしている場合の取扱いが問題となる。これに関して公開草案では、「もしある企業が、他の企業に対して重要な影響を及ぼす場合には、その企業は、当該他の企業を支配していない。これらの活動を実際に指示し得うるのでなければ、他の企業の活動に影響を及ぼし得るその企業の（指示）力は、当該他の企業に対する（指示）力を構成しない」(RE10) としている。それ故、支配企業モデルに基づき重要な影響は支配を構成しないので、(持分法等の適用はあるとしても、) これに基づき連結財務諸表を作成することはない、としている。

以上の議論について、他の企業に「重要な影響」を与えることはできるが、それを「支配」していない場合には、支配が成立しないので、連結財務諸表の作成を行わないという審議会の考え方については、特に問題はないであろう。

⑧　親会社財務諸表

企業集団の報告問題については、連結財務諸表が作成される場合に、その他に単体としての親会社財務諸表を作成するか否かが問題となる。これに関して公開草案では、予備的見解と同様に、「支配企業は、それが支配する企業の経済資源及び請求権並びにこれらの経済的資源及び請求権の変動というよりも、それが支配する企業への投資及びこれらの投資に対する報酬についての情報を提供する [親会社] 財務諸表を表示するであろう。もしそれが連結財務諸表と共に提示される場合には、親会社財務諸表は有用な情報を提供するであろう」(RE11、一部修正) としている。それ故、連結財務諸

表の他に親会社財務諸表の作成を、強制ではなく、許容している。

以上の議論について、企業集団の報告に関して、連結財務諸表を作成することは必要であるが、親会社財務諸表の作成は任意であり、各国の制度化の状況や考え方に応じて弾力的に運用した方が適切であるので、審議会の考え方について、特に問題はないであろう。

⑨　共通支配と結合財務諸表

企業集団の報告問題に関連して、親企業が会社の場合に、連結財務諸表が作成されるが、もし親企業が会社でない場合、例えば、個人企業等の場合には、連結財務諸表は作成されないこととなる。しかし、この場合にも、二つ以上の企業が同一の親企業により共通支配され、その共通支配されている企業の財務情報が資本提供者に有用な情報を提供する場合が考えられる。このような状況に関して公開草案は、予備的見解と同様に、「結合財務諸表は、二つ以上の共通支配（commonly controlled）されている企業についての情報を含んでいる。結合財務諸表は、支配企業についての情報を含んでおらず、そして、支配企業が財務報告を作成しないときに、しばしば作成される。結合財務諸表は、一つのグループとして共通支配されている企業について有用な情報を提供するであろう」（RE12）としている。そして、共通支配が存在する時には、連結財務諸表ではなく、共通支配モデルに基づいて結合財務諸表の作成が有用であろうとし、結合財務諸表の作成を想定している。

以上の議論について、二つ以上の企業が同一の（会社でない）親企業により共通支配されている場合に、連結財務諸表に代えて結合財務諸表を作成することは、それを作成しない場合と比較して有用な情報提供となるので、審議会の考え方については、特に問題はないであろう。

⑩　理論構築方法

理論構築方法に関して、予備的見解では会計主体観を直接問題としていたけれども、公開草案では会計主体観を直接問題としていない。これは、会計主体観については、前述のように、それらが多様な意味で用いられていて、これらの用語を用いて記述を行うことは誤解を生じる可能性が否定できない。それ故、これらの用語の使用をできるだけ避けることとされているなどの理由によるものと考えられる。また、会計・報告の客体としてのエンティティを示す企業実体の公準については予備的見解

図３　報告企業と会計目的、会計主体、会計客体

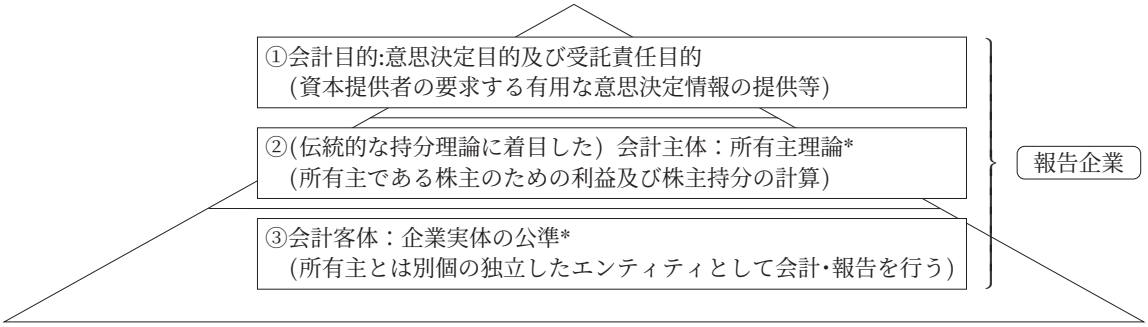

＊：ただし、公開草案の表面上このことは、明示されていない。
(出所)　著者作成

及び公開草案とも問題としていない。会計主体論や会計公準論が多くの場合、企業観、企業の実態、会計実践、会計慣行の中から帰納的にその本質を抽出し、理論構成を行うという方法を採用している。これに対して、IFRS はむしろ概念的枠組みを中心として演繹的な方法により理論構築を行っているので、両者が齟齬なく、上手く擦り合わせられていないことによるものであろう。

そして、両者のアプローチを考慮して、報告企業をあえて統合的に纏めるとすると、図３のように、会計客体としては、会計公準として企業実体の公準に基づき所有者とは別個の独立した観点から会計・報告を行う企業を想定する。また、伝統的な持分理論を中心とする会計主体としては、所有主理論に基づき企業の所有主である株主の利益及び株主持分を計算する。そして、このことを前提として、しかも会計目的としては意思決定目的及び受託責任目的に応えるような情報内容を提供する企業を演繹的に報告企業として想定している、と考えることができる。すなわち、公開草案では、その理論構築方法として、予備的見解と異なって敢えて会計主体論を展開せずに、(会計公準論的な意味での会計客体としての）所有主から独立したエンティティとしての企業を想定している。しかも、意思決定に有用な情報提供とういう会計目的から演繹的にその情報内容と共に、報告企業をも規定する、という方法を取っていると考えられる。

以上のように、公開草案の特徴は、表10のように纏められる。

表10　公開草案の特徴

摘　要	内　　容
①報告企業と会計主体観	財務情報が有用である可能性を有している経済活動の画定された領域というような抽象的な記述であり、会計主体観としては（伝統的な持分理論に着目した会計主体論ではない、IASB が主張するところの）企業主体観を採用していると考えられる(ただし、明示はない)
②報告企業の特徴	経済活動、他企業等との識別可能性、情報の有用性という三特徴
③法人企業との関連	形式的な法的実体が報告企業となる蓋然性は高いが、理論的にはそれに依存せず、経済的な観点から報告企業を捉えることを重視
④支配	支配企業モデルに基づきその支配概念において指示力と便益の二つを強調
⑤連結財務諸表	支配企業モデルに基づき、支配従属関係にある企業集団について連結財務諸表を作成することを要請し、このことが最も多くの利害関係者に有用と考える
⑥共同支配	支配企業モデルに基づき、共同支配の場合には、(単独）支配が成立しないので、連結財務諸表を作成しない
⑦重要な影響	支配企業モデルに基づき、支配が成立していないので、連結財務諸表を作成しない
⑧親会社財務諸表	連結財務諸表の他に、親会社財務諸表の作成を許容
⑨共通支配下	共通支配下の場合には、連結財務諸表に代わって、結合財務諸表を作成
⑩理論構築方法	概念的枠組みを中心として演繹的な方法で理論構築を行っており、企業実体の公準のような会計公準を問題としていない

(出所）著者作成

また、主要な論点についての予備的見解と公開草案における審議会の立場を纏めると、表11のとおりである。

表11　予備的見解と公開草案における審議会の立場

摘　要	予 備 的 見 解	公開草案
①報告企業の定義のレベル	概念的レベルでは抽象的な記述で十分	同左
②報告企業は法的実体か	報告企業は法的実体ではなく、経済的実体であるべきである	同左
③グループ報告企業の決定モデル	㋐原則として支配企業モデルの適用 ㋑㋐が適用できないとき、その代替として共通支配モデルの適用	同左
④支配	支配については、次のことを考慮することが必要 ㋐概念レベルでの定義 ㋑支配概念には指示力と便益の双方を含むこと ㋒決定時の全ての事実及び状況を考慮すること	同左
⑤連結財務諸表における会計主体観	企業主体観	明示なし*
⑥親会社財務諸表	連結財務諸表の作成と同時に親会社財務諸表の作成を許容	同左

＊：公開草案では、議論の混乱を避けるなどのために、会計主体論の問題を意図的に明示しないこととしている。
(出所) 著者作成

このように、予備的見解と公開草案は、会計主体観の問題を除き、文章の語句・表現の修正はあるものの、その実質は基本的に同様なものとなっており、予備的見解をそのまま維持していることが理解できる。

⑵　問題点

これまでの検討により、IASB の報告企業に関する到達点としての公開草案における審議会の基本的な考え方と特徴点が明らかにされた。このような公開草案については、問題点がないのであろうか。これについて次に検討していくこととする。この公開草案の主な問題点としては、次のようなものがある。

①　会計主体観の不明示

公開草案を初めとして、IASB は IFRS の開発について、そもそもその基本的な立場として、ASOBAT という情報会計理論の流れを汲む利用者指向的な考え方に基づきいわゆる意思決定有用性アプローチを採用してきている。そこでの会計上の判断の中心は利用者であり、従来はその中心として最終リスクの負担者である株主（投資家）を中心とした理論が展開されてきた。このような状況の下で、予備的見解では、前述のように、主たる情報利用者を株主という所有主（投資家）から債権者まで拡大することにより、会計主体観として企業主体観を採用した理論を展開していた。しかし、ED では、前述のように、混乱を避けるためなどの理由により、会計主体観についての言及をしていない。従って、IASB がどのような基礎理論（会計主体観）に基づいて報告企業に関する概念的枠組みを設定しようとしているのかが不明確になってしまった[11)]。すなわち、会計の最も基礎的な会計主体の問題が曖昧のままにされて、議論が進行していることは問題である[12)]。

②　全部のれん説

公開草案では表面的には明示されなくなったが、予備的見解で示されたような連結財務諸表における企業主体観（経済的単一体説）に基づいて概念的枠組みを構成しようとしていると推定できるが、

表12　親会社のれんと少数株主持分のれん

	構成要素	実　態	内　容
全部のれん	①親会社のれん	買入のれん	支配獲得のために企業買収という実際の取引に基づく買入のれんであり、投資原価の一部である
	②少数株主持分のれん	買入のれん以外ののれん	企業買収取引に伴って生じた買入のれんではなく、単に外部市場が評価しているだけの子会社の無形価値に過ぎない

(出所) 著者作成

この観点は、「投資と資本の相殺消去にあたって、少数株主に帰属する連結のれんを計上すべきという主張にも結びついている」(斎藤［2006］191頁)。そして、この観点を採用する場合の最大の問題点は、表12のように、親会社株主持分に関する買入のれんのみではなく、少数株主持分に関するのれんをも計上するという全部のれん説の採用に結びつくということである。親会社持分ののれんは、親会社が子会社の支配を獲得するために企業買収という実際の取引に基づく買入のれんであり、投資原価の一部であるのに対して、少数株主持分ののれんは企業買収取引に伴って生じた買入のれんではなく、単に外部市場が評価しているだけの子会社の無形価値に過ぎない（斎藤、同上）ので、両者の性格は全く異なっており、両者を混同すべきではない。この点からは、親会社説に基づいて会計処理をすべきである。

また、全部のれん説による少数株主持分のれんの計上は、買入のれん以外ののれんの計上に結びつき、結果的には、その他の会計基準で買入のれん以外ののれん（自己創設のれん）の計上の根拠として使用される危険性があろう。

③　支配と持分

公開草案では、連結財務諸表の利用者を所有主から資本提供者へ拡大することによって、基本的に企業主体観の観点から連結財務諸表の情報の利用者として、広く親会社の株主や債権者の他に、子会社の少数株主や債権者を想定している。しかし、表13のように、親会社株主は子会社を含め企業集団全体を支配し、企業集団全てに対して利益に関する請求権があるのに対して、少数株主は企業集団全体を支配しておらず、かつ（子会社利益に対する請求権を持つが、）企業集団全体の利益に対する請求権を持たない。それゆえ、「支配力だけでなく、支配する対象が違っている以上、両者の持分を同質とみるのは疑問である」(斎藤、同上)。すなわち、子会社の少数株主や債権者が必要としている情

表13　支配と持分　　○：有、×：無

摘　要		親会社株主持分	少数株主持分
(1)支配力		○	×
(2)支配の対象	①企業集団	○	×
	②個別企業	○	×
(3)請求権（持分）	①企業集団	○	×
	②個別企業	○(親会社)	○(子会社)

(出所) 著者作成

報は、連結財務諸表というより、むしろ子会社財務諸表である。それゆえ、これらの理由によって、企業主体観というよりも所有主観に基づき親会社株主の観点から連結財務諸表を作成し、親会社株主により有用な情報を提供し、子会社の少数株主や債権者については別途子会社財務諸表を提供する方がより有用である。

Ⅳ　むすび

以上のように、本稿は、IFRS の報告企業についての概念的枠組みの開発に関してその経過を含めて、現在までの到達点とその問題点について、この公開草案を中心として検討することを目的としていた。そして以上の検討によって、次のようなことが明確にされた。

⑴　予備的見解では、報告企業の定義、報告企業と法的実体との関係、支配の意味、グループ報告企業の決定モデルとしての支配企業モデル、共通支配モデル及びリスク報酬モデル、連結財務諸表における会計主体観、親会社財務諸表と連結財務諸表との関係などの論点があること及びこれらに対する本審議会の見解を明らかにしてきた。

⑵　予備的見解に対するコメント・レターについて、会計主体観を中心として批判的に分析してきた。

⑶　上述の過程を経て公表された現在までの到達点としての公開草案には、次のような特徴があることが明確にされた。

①会計の客体である報告企業については、財務報告と一貫性を持たせ、「経済活動の画定された領域」という非常に抽象的な記述にとどまっていること、②報告企業の特徴として、経済活動、識別可能性及び有用な情報という三つのものを挙げていること、③現実的には形式的な法的実体を報告企業の基本と認めつつも、理論的にはそれに依存せず、経済的な観点から報告企業を捉えることを重視していること、④支配概念においては指示力と便益の両面を強調していること、⑤連結財務諸表では、支配企業モデルを採用し、その作成を要請していること、⑥共同支配の場合には連結財務諸表は作成されえないこと、⑦重要な影響は支配に該当しないので、それ自体では連結財務諸表の作成には結びつかないこと、⑧親会社財務諸表は連結財務諸表と同時に作成する場合には有用な情報を提供するであろうこと。ただし、親会社財務諸表の作成は強制されないこと、⑨共通支配の場合には、結合財務諸表が作成され得ること、⑩公開草案では、会計公準等を前提とする帰納的な論理構築法ではなく、概念的枠組みを中心とする演繹的な理論構築方法を採用していることなどであった。

⑷　この公開草案の問題点としては、次のものがあることが明確化された。

①公開草案では、前述のように、混乱を避けるためなどの理由により、会計主体観についての言及をしていない。従って、IASB がどのような基礎理論（会計主体観）に基づいて報告企業に関する概念的枠組みを設定しようとしているのか不明確になっていること、②親会社持分ののれんと少数株主持分ののれんは、両者の性格は全く異なっており、全部のれん説のように両者を混同すべきではなく、親会社説によって処理すべきこと、また、全部のれん説による少数株主持分のれんの計上は、買入のれん以外ののれんの計上に結びつき、結果的には、その他の会計基準で買入のれん以外ののれん（自

己創設のれん）の計上の根拠として使用される危険性があること、③子会社の少数株主や債権者の関心は、連結財務諸表というよりも、子会社財務諸表にあるので、わざわざ（企業主体観の観点から）少数株主等への連結財務諸表による情報提供を強調する必要はなく、従来どおり親会社株主主体説の観点から連結財務諸表を作成し、子会社財務諸表で必要な情報を補足すれば足りることが明確にされた[13)]。

[注記]

1）これは、詳細なガイドラインや数値基準等を規定するという考え方のことである。

2）これは、基本的な原則のみを規定し、詳細な数値基準等を規定しないという考え方のことである。

3）なお、2010年９月にIASBから「財務報告概念フレームワーク2010」（IASB［2010b］）が公表されている。ただし、概念的枠組み全体の議論はまだ進行中であり、今後全体として完成していく予定である。

4）日本基準では、主に会社形態を前提として報告企業の範囲を議論することが多いが、IFRSでは、現在では種々の組織形態が事業を行うために利用可能となっているので、組合などの会社形態以外のものも報告企業の範囲の議論に含め、より広いものとなっている。

5）それゆえ、リスク報酬モデルは適切ではないと考えている。

6）会計主体観（accounting point of view)とは、誰ないしどのような立場から会計上の判断を行ない、会計処理を行うべきか、つまり会計理論の拠って立つ観点（ビューポイント）のことである。なお、企業観といわれることもある。

図４　会計主体論

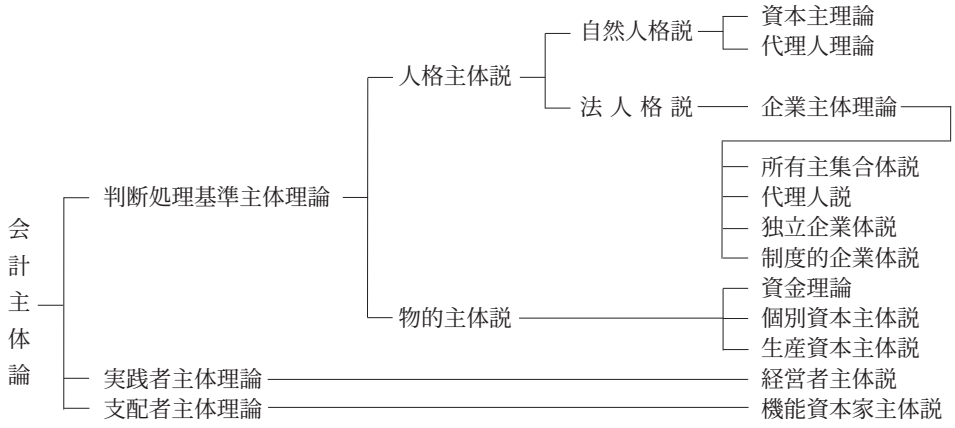

(企業（entity）概念について、それを所有主の集合体とみなす考え方（所有主集合体説)、代理機関と見る考え方（代理人説)、企業と関係する利害関係者とは全く分離独立して存在しているとみなす考え方(独立企業体説)、企業を利害関係者の利害調整の場ないし経済的取引の場としての社会的制度であるとみなす考え方（制度的企業体説))

(出所）大堺［1988］11頁

7）なお、この議論については、次の会計主体論の分類が参考になろう。

8）このコメント・レターは、直接的には報告企業に関するものではなく、財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性に関するものである。しかし、両者は同じ IASB の概念的枠組みとして公表されており、かつ同じ事項を取扱っているので、あえてここに示すことにした。

9）ただし、IASB の概念的枠組みでは、「一般目的財務報告の目的は、当該企業へ資源を提供することについての意思決定を行うのに際して、現在及び潜在的な投資者、貸手及びその他の債権者に有用な当該報告企業についての財務情報を提供することである。」(IASB［2010b］OB 2）として意思決定有用性アプローチに従った目的になっているが、受託責任の評価目的については直接的に規定していない。

10）この記述それ自体は、IASB の概念的枠組みの財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性に対するものである。しかし、同じ IASB の概念的枠組みについての発言であり、かつ実質的には財務報告にもそのまま該当すると考えられるので、ここで引用している。

11）なお、会計は、単なる理論の対象ではなく、企業において実際に実践されるものであり、実務的な影響が大きいという性質ものである。したがって、この実務への影響という実践面を配慮して、会計基準を設定するアプローチとして概念的枠組みにより演繹的に会計基準を設定すること自体については、全く異存はないけれども、過去の実務の中から一般に公正妥当と認められた慣習の中で取り入れられる部分はできる限り考慮に入れて、それらを生かしながら、理論及び会計基準を構築していくべきであろう。

12）なお、会計客体の問題も明確にされないまま議論が展開されていることも問題である。

13）このように、IFRS の概念的枠組みでは、財務報告の目的や報告企業について、意思決定有用性アプローチを基礎として利用者の観点から理論を構築して行こうとしているので、例えば、買入のれん説ではなく、全部のれん説の採用等に見られるように、従来の我が国の概念的枠組みや会計基準と異なったものとなる可能性が高く、実務に対して大きな影響を及ぼすものと考えられる。

[参考文献一覧表]

新井清光［1973］『会計公準論』中央経済社

飯野利夫［1993］『財務会計論』同文舘出版

稲垣富士男［1999］『連結財務諸表の基礎』中央経済社

―――［2009］「会計主体の軌跡」『産業経理』第69巻第２号4-9頁

岩崎　勇［2005］『連結財務諸表の読み方・作り方』税務経理協会

―――［2007］「会計概念フレームワークの現状と問題点」『會計』第172巻第５号35-47頁

―――［2011］「IASB の会計概念フレームワークについて」『税経通信』第66巻第５号38-43頁

宇南山英男［1981］『アメリカ会計思潮』同文舘出版

梅原秀継［2006］「会計主体と株主持分」『會計』第169巻第４号13-28頁

―――［2010］「報告企業の概念形成とその課題」『企業会計』第62巻第８号39-46頁

大堺利實［1988］『会計主体論』創成社
小栗崇資［2002］『アメリカ連結会計生成史論』日本経済評論社
会計基準研究委員会［1970］『会計公準と会計基準』同文舘出版
金田堅太郎［2010］『企業結合会計基準の形成と発展』森山書店
川村義則［2010］「財務報告の目的と財務報告情報の質的特性」『企業会計』第62巻第８号31-38頁
川本　淳［2002］『連結会計基準論』森山書店
企業会計基準委員会(ASBJ)［2008a］「討議資料『財務報告の概念的枠組み改訂案に関する予備的見解報告企業』に対するコメント」1-2頁
―――［2008b］「公開草案『財務報告の概念的枠組み改訂案　第１章　財務報告の目的及び第２章意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件』に対するコメント」1-12頁
―――［2010］「公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク　報告企業』に対するコメント」1-4頁
斎藤雅子［2009］「リポーティング・エンティティの概念形成」『会計』第175巻第６号70-83頁
斎藤静樹［2006］『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
斎藤静樹編著［2002］『会計基準の基礎概念』中央経済社
坂本安一［1970］『近代会計と企業実体論』森山書店
佐藤博明監訳［2002］『ドイツ連結会計論』森山書店
杉山学編著［2004］『連結会計の基礎知識』中央経済社
高須教夫［1997］「親会社説の踏襲」『企業会計』第49巻第13号33-40頁
中村　忠［1988］「持分概念の変遷」『会計ジャーナル』第20巻第３号 8-13頁
村田英治［2006］「主体としてのエンティティ、客体としてのエンティティ」『産業経理』第66巻第３号58-65頁
―――［1992］「会計主体論の再検討」『會計』第141巻第１号28-39頁
―――［1993］「会計主体論の虚実」『會計』第142巻第12号34-45頁
―――［2001］「親会社説と全面時価評価法の論理整合性について」『會計』第150巻第10号53-63頁
山田辰巳［2010］「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて」『企業会計』第62巻第８号23-30頁
American Accounting Association［1965］ 1964 Concepts and Standards Research Study Committee-The Business Entity Concept, “The Entity Concept,” *The Accounting Review*. April
―――［1966］*A Statement of Basic Accounting Theory*. (飯野利夫訳『基礎的会計理論』国元書房　1970年)
IASC［1989］ *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.*
IASB［2008a］ *Discussion Paper : Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting : The Reporting entity.*
―――［2008b］*Comment Letter analysis for the Preliminary Views*. http://www.fasb.org/project/phase-d_preliminary_views_cl_summary.pdf

――― [2010a] *Exposure Draft : Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity.*

――― [2010b] *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010.*

Moonitz, Maurice [1951] *The Entity Theory of Consolidated Statements*, Brooklyn. (片野一郎監閲、白鳥庄之助訳注 [1964]『ムーニッツ連結財務諸表論』同文舘出版)

Paton, W. A [1922] *Accounting Theory : with Special Reference to Corporate Enterprise*, New York, Ronald Press.

Zeff,S.A. [2010] *Insights from Accounting History*. Routledge.

[九州大学大学院経済学研究院　教授]